

## 小牧市市民窓口課等業務委託プロポーザル実施要綱

〔令和 8 年 4 月 2 2 日〕  
〔 8 小市第 1 8 3 号 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小牧市が行う市民窓口課等業務について技術的に最適な者（以下「最適者」という。）を特定するため、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）を実施することとし、その手続について必要な事項を定めるものとする。

(業務の概要)

第 2 条 対象とする業務は、小牧市市民窓口課窓口業務及び市民センター窓口・施設管理業務（以下「業務」という。）とする。

(参加資格)

第 3 条 プロポーザルに参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当する法人とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 参加表明書を提出する日（以下「提出日」という。）において、小牧市の令和 8・9 年度入札参加資格者名簿に記載されており、かつ、愛知県、岐阜県又は三重県に本店、支店、営業所等のいずれかが登録されている者
- (3) 提出日から最適者及び次点者を特定するまでの間に、次に掲げる措置を受けていない者
  - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 1 1 年 3 月 4 日 1 1 小総第 4 7 号）に基づく指名停止の措置
  - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 2 4 年 6 月 2 5 日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれらに準ずる措置
- (4) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で再度の小牧市の入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされ

なかった者とみなす。

(5) 愛知県内、岐阜県内又は三重県内の地方公共団体において、平成29年4月1日から提出日までの間に、類似する業務に関し受託又は支援の実績を1件以上有している者

(6) 提出日までに、個人情報に関する資格として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマーク又はISO27001/ISMSを有している者

(公募の公告)

第4条 市長は、プロポーザルに参加する者に必要な参加資格、条件、業務の内容その他プロポーザルに必要な事項について公告するものとする。

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その内容を市ホームページ等において公表するものとする。

(参加表明書等の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び技術提案書その他別に定める提出書類（以下「技術提案書等」という。）を市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第6条 市長は、前条の規定により技術提案書等を提出した者（以下「提出者」という。）に対し、別に定める小牧市市民窓口課等業務委託プロポーザル審査委員会に技術提案書等の内容の聴取等を行わせ、最適者及び次点者1者を選定させ、並びにその結果を市長に報告させるものとする。

2 市長は、前項の報告に基づき、最適者及び次点者を特定するものとする。

3 市長は、前項の規定により特定した者に対してはその旨を様式第1により通知し、特定しなかった者に対しては特定しなかった旨及びその理由を様式第2により通知するものとする。この場合において、提出者は、審査結果に対する問合せ及び異議の申立ては一切できないものとする。

(特定者の公表)

第7条 市長は、前条第2項の規定により特定した者を速やかに市ホームページ等において公表するものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、プロポーザルの手続に関し必要な

事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月22日から施行する。
- 2 この要綱は、第7条の規定による公表をもって、その効力を失う。

様式第1（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市市民窓口課等業務委託プロポーザルの審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社を下記のとおり  
最適者  
当業務の 次点者 として特定しましたので通知します。

記

- 1 審査結果
- 2 貴案に対する講評
- 3 問合せ先

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

小牧市長

小牧市市民窓口課等業務委託プロポーザルの審査結果について（通知）

このことについて、審査を実施した結果、貴社については下記のとおり当業務の最適者又は次点者として特定されませんでした。今回のプロポーザルの実施にあたり、貴重な時間を費やされたことに対し、心から感謝申し上げます。

記

特定しなかった理由